



江都書院初編

卷之三

773  
1579  
3



門  
號  
卷



江都官簿秘鑑卷之三

目錄

- 一 涉多彈在る由緒の事
- 一 並 親朝の御利物の事
- 一 禁裏の御石圍る上はの事
- 一 園東 御入國の御出立の事  
     并 上あし仁田村馬在る御評論の事
- 一 御入國の御接引の事



- 一 彈居の常力古物之事
- 一 甲人等の女所関所通之事
- 一 印は五物一より印用ある事
- 一 島田支那の徳を録之事
- 一 新 彈居の先祖号從たり
- 一 頼朝公 印朱印と一画
- 一 山田系山條の家印石巻下野と村野大徳丸と一  
收り
- 一 甲斐海部大徳丸と一收り
- 一 印所用印位馬は語文たり
- 一 由是後理宛らるる自奉公たり
- 一 甲人々身半印件を合文通たり
- 一 家名印をるる同田又と海部收り
- 一 彈居の通書印内を古物通常力印宛の事
- 一 日蓮上人と印の法華經印宛の事
- 一 印上洛と印宛方たり
- 一 徳引 印上流印持宛印領の事
- 一 印及び印宛宛と先祖たり

一 鶴ヶ岡の事

一 極楽寺の事

一 町奉行の事

一 寺の事

一 音の事

一 庄の事

一 寺の事

一 町奉行の事

一 寺の事

一 江戸三芝居の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

一 町奉行の事

以上

江都官簿私温卷之三

涉多端在乃由緒亦以古上其事

夫此浮沈之動、不乃申之涉多端在乃、古之德意也  
魁首者、一一家士意海たり、字係の以、彼家系来  
曆細の、有之、新の、修、書、上、た、歌、然、たり、似、く、之、記、也

貴

一 私先程抄傳國記留より相少鎌倉より、古初の史也  
史字の、之、記、者、より、と、い、へ、る、私、先、程、之、記、也

仁徳天皇

類朝公長史以下至能仁天皇可修文漢念若負滿宮  
皇純のまじりたるも分明なるまじりたるも可修文  
内長史若負以下至能仁天皇可修文漢念若負滿宮  
外備判取のまじりたるも可修文漢念若負滿宮  
今もあはく録念八收宮のまじりたるも可修文漢念若負滿宮  
奉長史若負以下至能仁天皇可修文漢念若負滿宮  
吏の断あはく録念八收宮のまじりたるも可修文漢念若負滿宮  
禁中様 可修文漢念若負滿宮

代物あはく録念八收宮のまじりたるも可修文漢念若負滿宮  
と申若負以下至能仁天皇可修文漢念若負滿宮  
と云ふと云ふなりやう

一 京都系 可修文漢念若負滿宮  
地方あはく録念八收宮のまじりたるも可修文漢念若負滿宮  
配目長史以下至能仁天皇可修文漢念若負滿宮

一 可修文漢念若負滿宮  
可修文漢念若負滿宮  
可修文漢念若負滿宮

伊賀其後尚平氏甚公の語文をいふ所の長史を御座り  
是更已りて其配奉りたるも其書は其上其語文と  
百上如先祖の事其いふ後之條五申年上妙下仁田  
村馬左衛門と申若長史と稱多の編仕甲斐信玄の  
語文の評定所一書其上其配了龍と申すは其如紀文  
中多古原より稱多と稱世治より其いふ其東の記  
文亦いふ其長史と書かるとは或と云 伊留家様  
草作輝左衛門と書出るといふ其外書出今其書  
はと申上意の如紀文の一分あり右の語文の評定所

百上如紀文の事其いふ其東の記  
文亦いふ其長史と書かるとは或と云 伊留家様

御會の御時馬は痛出揚草出  
伊賀其馬の御時揚揚引の舟の上如先祖其配了龍  
引言連一其いふ其病亦快其は其いふ其御時其自其載  
其其いふ其いふ其無多其月十日御時其其出  
其御時其載其いふ其御時其其御時其其  
其御時其其御時其御時其御時其御時其  
其御時其其御時其御時其御時其御時其

一 印入國と印秘或々々々今と此と此中様記事の様也  
為人様一而毎い別印下此記秘相國常刀は今も動  
未也

一 如不持傳代々判濃少青筆を原の親の印首様  
向ふお記如多記の如く印年集所と一文字の判  
方圖府如方一も其如の判用ひ其後ハ大切仕  
代々文字と集房の判一判ふ不仕不持仕

一 九時八年と本 印候所と台出候心細仕  
印は持方功義仕

一 附の印大勢印陣本数並印軍用の信細工の角功義仕  
二 廠の印奉之に付と秘の印と此馬一も多も仕  
三 印の印と書付方仕

一 印存自の印多し此廠の用次ハ印付細工一上  
武藏府中印候下迄小金の印も一印付細工  
一 印仕色ハ一巻の印の如也

一 印指筆の印右左近の印監輝神尾の印の様は在  
印の印武少鴻葉の印一印一人一行の印も此印  
印の印 印の印書印下至後度と如多記



伊予の島津島にありては或るの地或るの捕様より其供養の  
抄に及ぶものなり

一 此印に属する様は或るの地或るの捕様より其供養に  
由りてなり

一 午未飢饉に際して極所の所産物なり

一 大坂の島津島にありては

一 品川にありては島津島の島津島にありては石若屋の  
様より金子なり

一 盗賊方赤井五郎の様より銀子に載はり

一 丹羽遠江の様にありては伊予の島津島にありては

一 少将の様にありては金子なり

一 下坂の様にありては銘海白義祐にありては外傑

一 鏡一面にありては伊予の島津島にありては

一 様中にありては伊予の島津島にありては

一 如き子にありては伊予の島津島にありては

一 方々にありては伊予の島津島にありては

一 小坂にありては伊予の島津島にありては  
右の通りなり

宣徳四年二月

海軍 彈石

右書上よりをうごひる一友人説知すもの河の流  
つて曰彈石のつが先程とんと相國のく正河に秦の  
正徳尉武虎とく秦人の漂向く昔朝よと海に  
くらのまよりが武虎武勇く海に志ん  
く方まの海に武勇あり一は那玉の徳を退付  
せんく海に志んく一は武虎の徳を退付  
正徳の海に武虎とく海に志んく海に志ん  
く海に志んく海に志んく海に志んく海に志ん

其武虎のいさひしとせられたり一は海に志ん  
正徳の人の娘の家の世に一人の思ひ海に志ん  
胎前が人の多うの中武虎といふ海に志ん  
まのふもとの思ひの海に志ん今も海に志ん  
男の思ひの海に志ん今も海に志ん今も海に志ん  
く女有る書海に志ん今も海に志ん今も海に志ん  
海に志ん今も海に志ん今も海に志ん今も海に志ん  
く武虎といふ海に志ん今も海に志ん今も海に志ん

て芳流迹を名角のうらみかきとらんるも同せんと  
思ひほけく時を悔ひとらんと誰かゆらんをうら正  
警身よ今大に懐かきとらぬ一國の死生の英  
雄と思ひて秘室に隠れぬ放蕩の儀はなほ人思ひ  
くたふ多りある討て成兵向くと証文に成武  
虎赤気成少はわくわくうらんと思ひはけ付  
のいもいもあはざる日夜ふもいれぬ落失るが盛  
威光天下あるく是とらるるふあり威虎きつ  
と思ふ事いふとらるるふ園東とやい酒家の御事

正盛が指揮はほほくふらふ人若くは寃ふ人の  
と家なりとせしとらるる人ぞ園東の末のわがかり  
とらるるふお池いやくと正盛がせんさう池のうら  
が運はるれくとも再びいふら文の事いふらん  
ふ思ひもふ沈偏せうらる由流の事い  
頼朝公志らうらくくうらるる常服をうらる  
うらくくをうらる

頼朝公より 弾左衛門 へ  
書状あり

長吏	主以	兼	松樂	洛陽師
監塗	中郎師	鑄物師	上首目	和入
接引	鈔本	餅師	石切	山法師
放下	管造	酒守	山守	青屋
城立	守造	墨師	國守	鐘本
御意	著作	徳信師	修造	

右の如きの数多ありしことあり是皆長吏と其上とあり  
 下は内盜賊の害と長吏とててて可行犯と揚  
 徳信師は修造と修造は下とありて一人形あり

或指八荷持りててて

治承四年庚子年九月

頼朝 御到

苗原少将新九郎武重の所家光より下州の寫  
 上州平井長吏九郎左衛門評へてててて大郎左  
 衛門右出逐紀明とてて大郎左衛門持造中如を通理の  
 と裁許の事

此の平井長吏九郎左衛門一齋上州持りててて若抱  
 たり方ありて急なる由ありててて引たりてて田原

澤倉長吏

澤倉長吏

一 注進の事状の件

弘治二年正月十日

評定所  
石巻  
下野判

一 長束源左衛門邦國

邦國の儀は、當りては沼田道共權令判りたるに  
て共沼田道共權令判りたるに由りては沼田  
總三郎代後島源左衛門邦國の儀は、

長束  
右衛門判

一 下付上沼田の事

長束源左衛門邦國の儀は、當りては沼田道共權令判りたるに  
て共沼田道共權令判りたるに由りては沼田  
總三郎代後島源左衛門邦國の儀は、

長束  
右衛門判

定

長束源左衛門邦國の儀は、當りては沼田道共權令判りたるに  
て共沼田道共權令判りたるに由りては沼田  
總三郎代後島源左衛門邦國の儀は、

新通先沈磨地の方自今以後有者も遠平免可守  
以例の所不之 何れ又何れ也件

天正四年一月廿日

朱印

海戸大畑助の承し  
西上州七更  
助左衛門右

印渡島を足自江戸の四束と云ふ遠平と云ふ麻屯六  
白旗と成公印用ふ事との又何れ也件

天正四年一月廿日

青 常陸判  
内 依理判  
大 石見判  
長 長左判  
伊 備前判

江戸  
品川  
神原川  
福ヶ谷  
藤澤  
平塚  
大磯  
小田原

当方印用極自度也  
以上

今度印用極自度也

紙拂紙の厚さ一三層薄皮系は身代物と皮  
一層の厚さの紙の上

五月七日

白皮紙理法判

紙屋の紙

麻の皮を藍に染めてあるものの中付のもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの

七月廿日

青帯

即ち國中作

紙屋の紙

覚

麻の皮七枚三枚細皮の中付のもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの

八月十九日

青帯

即ち國中作

紙屋の紙

急な

大紙と様印用麻皮のもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの  
紙屋の紙は紙屋の紙に染めてあるもの

この御申上り方代古本は作りのとも致る事申上り候  
御座候中一の江崎の儀に尋ね候へども致候へども  
御座候事と候へども致候へども致候へども

土月坊の 青山常陸守忠成判

奥平美作之儀

の代宛

今度御武考様御用合度旨の旨振入候事  
三旨と仰り候中一の嫌様御急な事申上り候  
事と堂買候事候の事と申上り候事日限在違候事

不為御申上り候事

申三月坊

奈良公卿左衛門判

岡田又右衛門判

奥平美作之儀

御座候事

一 三河府所様御座候事御座候事御座候事  
と御座候事御座候事御座候事御座候事  
御座候事御座候事御座候事御座候事  
御座候事御座候事御座候事御座候事  
御座候事御座候事御座候事御座候事



至自托と松武の極く一柱成りしは僅古より大御老  
中孫方如諸奉行様は刀上下より心あき動りし  
の爲所持の爲りあり即目多し其等より人自托と累  
死に付知准今松武のやうにあぬ面より私方より  
得まりの多し其等より人自托と累今と得りし  
爲りし何れも向後ハ私武も勤りし何半古本  
通し門由とる刀きく出勤付極く海軍に難  
幸極く上

享保七年二月

海軍  
彈左衛門

右に上書致しなり斯く然祈志しつけせし奉行申  
海軍とし宜りし申すは所由なりしことし是も松武の  
家多しハ松武のし油法者より松武ありしこと同  
年月廿五日海軍に經小糸六左衛門中山出陣し  
河原を渡り大岡渡系より桂井左衛門三人と松  
左衛門儀より不まじりハ次第に多し申す名を  
是等より中隊を上下と云ふこと申す是等の後  
振お用ひ事しは是等より中隊退き彈左衛門  
方の是等より是等書付

此書の書付の中

此書は由緒の身有先達より正しく古語文も高し  
兼中緒書を通覧上巻の中より鎌倉の頃在りし  
と如く持仕はし。同様に正しく在りし方は此書  
の書多し然るに實は正しく下の者も國主殿との  
御書中可算す。教通ふ持仕方も探頭正しく  
上巻事あり

一 此書附録云々此時由井の源ふあり。日蓮の刑死  
の御書に連は後者の内日蓮上人を語りし事筆の

法苑珠林の巻一巻と附録今より本持仕は誤り  
記すも此書に

一 即上巻の節に後津玉河原の池田館火事村長吏ハ  
在りしを傷み中付し付調諸事成用あり。中  
の古来の書有し。此處の海西即九つ所訪は  
西の探し諸事不持仕急し

一 河内郡の節に此書に付調を。上は此處に即目久ふ  
百連此出ひ年

即上巻の節に此書に付調を。上は此處に即目久ふ  
即上巻の節に此書に付調を。上は此處に即目久ふ

一 配の外にも其名の長吏共く松下知はり初終  
 日光 印社各の印先年格引々 互に印通  
 印殿々々 印上流に在り印下流に在り格引指或人百  
 連ち勤々々 印上流に在り印下流に在り格引指或人百  
 幸安ぬぬ

印上流の上は府子に載仕今下流に在り  
 右書上通由法書に在り印下流に在り格引指或人百

享保十三年九月

涉草  
 彈左衛門

御渡目書勅は是

一 印又國に其要は在り今下流に在り格引指或人百

上りぬ

- 一 御陣本鼓印用紙牙張上りぬ
- 一 印類印用紙牙張上りぬ
- 一 御渡目印用紙牙張上りぬ
- 一 印字印用紙牙張上りぬ
- 一 印字印用紙牙張上りぬ
- 一 印字印用紙牙張上りぬ
- 一 印字印用紙牙張上りぬ
- 一 印字印用紙牙張上りぬ

- 一 御施行ノ旨木戸ノ口杖突人足ニシテ
- 一 御仕進物以得一件お勤
- 一 御仕進物以得馬以相勤
- 一 関公御配出ノ出入方ニ裁許仕
- 一 御儀様ノ旨御旨ノ諸法度ノ旨日為様
- 一 御旨ノ旨地ノ様出入ノ旨方

右御仕進古方相勤

享保十三年九月

海軍 彈左衛門

長夏殿事

法名 刺河

右御旨

山内之旨

右任右大将家御判ノ旨相様國鎌倉由并長夏  
 御久ノ利阿東八ヶ國長夏ノ進退者ノ御旨文旨  
 幸露園ノ室殿着利阿深御預上御旨下早急為同  
 類心由產右御旨之旨御旨之旨送何後  
 八御旨御旨以下御旨御旨之旨御旨之旨

大正三年三月廿三日

鶴岡寺法眼長徳

石類朝之印判於鶴岡寺法眼途中

印判右日此

乙山内

長史  
右印在處

大正三年三月廿三日

御判右日此

乙鐘念由并長史

頼久

法名  
利河

大正三年三月廿三日

極楽寺分内田島と母と書文と示前としく出到

との心仍る也件一

丑八月十日

資親題

極楽寺

筆作中

石類通の文書取明るる人

乙種之記簿よりと取りしれ是より此の印在處

字取証人といふことと信するやありあふらる

昔極楽寺の事

指江戸より烟を極楽寺に買入れし事しを

好新婦の幣がらり〜人々の 柳河原の〜と傳へ  
〜人海の所に故有り 吉原の起本と爾國法流が  
河原の子さ〜〜述する〜も彼を唯街の村  
老の役〜〜明流と志〜〜ん〜と人〜古傳  
の秘府と〜〜流流と〜〜一上書〜其  
更大同云〜紀〜のりふ〜の〜一上書〜其  
〜〜〜川に流れ民人〜  
〜  
〜

柳河原

柳河原

交長年中とら

柳河原の〜

散〜

三〜

一 柳河原

傾城包指五折

一 柳河原

古日流

一 柳河原

包指水糸

右方橋の由と〜の唯今皆盤橋市門の邊と大橋  
と〜送三河原の邊と柳河原と〜

の小路柳の馬場と云ふ所は徳城所有と云ふ是ハ京  
三島左衛門(一)等志天正年中云々立柳町と云ふ徳城ハ  
京都の住女町の各所より用ひ移りおす所ども大橋の内  
柳町と云ふ所は京の入口の柳の太本武有者といふ人  
造りて其所の名に用ひ柳町と云ふ右柳町の徳城  
庭と云ふ所は遠地素生のものなり且此録念の存  
の徳城庭とも江戸繁昌に船府の所勤町より  
引越すに松町の徳城庭と京都六條のありて其  
町より引越す者とも云ふは此の所也(一)表町系也

此は左とより年々云々二三折りて一柱立

一 慶長年中 柳城普請に用ひたる柳町の場所  
此用地は右方此所の徳城庭とも云ふ所は徳城所  
有引越すに其時分ち道橋次第に多くお成る所也  
此路庭と云ふは右所徳城庭共お成は徳城庭所の場所  
有より一度由此所沼と云ふ共に此路庭と云ふは  
左所徳城庭とも云ふは右所徳城庭とも云ふは  
京都大坂船府共此法園に清浄池と繁昌を馬場  
所より先親より御免に徳城所なりと此指余ヶ所也

如北江戸日へ増解昌は作共いなり定り領域所  
無事由もいへり分たひく一に其の事此の事たる所  
中よりもふ事事共有く由り上条三々条の儀之に結  
しる

三々条と無見

一 佐野氏買仕へり其無好色小海あり其の分限は  
之に家藏取仕へり此の分限は長右は  
其無徳成候仕へり其の事金に多し中其  
と其の事金に多し仕へり其の事主人親方

其無徳成候仕へり其の事金に多し中其  
と其の事金に多し仕へり其の事主人親方  
一日一夜の外長取仕へり其の事

一人取引の者も其無好色小海あり其の分限は  
其無徳成候仕へり其の事金に多し中其  
と其の事金に多し仕へり其の事主人親方  
其無徳成候仕へり其の事金に多し中其  
と其の事金に多し仕へり其の事主人親方  
其無徳成候仕へり其の事金に多し中其  
と其の事金に多し仕へり其の事主人親方



うきうきなるこころ眉目も娘は五三人の姿あり田  
十四丈も水取あると右にゆく事なり半一宝地は毎  
より中勿来りといふ種は汝も或は少の金銀を如  
くしるも是れは実義ある又とを國をどくを言ふ  
己の自由にお斗りひけりせしむ種臺即ち大なる金  
銀はあり中へ極ある所居との共多人は句引の事も  
は仕務も極め新なる記をとりてあうる句引との  
養子娘は汝もかくら抱り若者も極り美及の領域  
也も一なりと集りたる句引の儀も及中養子

娘は前記は徳意なる所なり  
一 近年世上挿燈ありありといふも濃き中平均の  
事も程をいふんあり自然も透るうらみ言事  
命を命く諸浪人の類たる事をも極め左極する言事  
の業を人目とあひ住居ともお空流浪なりといふ事  
挿燈も又も金銀をとりて遊ひといふはそのもの出所  
は汝も言ふ事義も為ぬといふ右のことこの旅も方  
の挿燈もいふ事ありとふ事ありと極難中以外極難  
の事由はありと病侍との極難分の極難も極難



同日甚者海門口より後いし書付留

五ヶ條

- 一 領城所の外を結ひ又圖賣いしんぐらに併領城所の外何方より雇にぬいしもの先と領城所を以て事一向後一切停止するん事
- 一 領城所結ひしもの一日一夜を長留せしんぐらに併事
- 一 領城所を以て惣領金銀の扱出一切を止し其後いし地を以て結城所と用するん事

- 一 領城所を以て其後方共着りしんぐらに併事
- 一 可及る江戸所は格式の通急度と勤事
- 一 武士高入候のものより此出所より其後いし領城所の御細いしんぐらに併事
- 一 右通急度と勤事との也

月日

奉行

同日甚者海門口甚者町惣名を以て初通急度  
 其後いしんぐらに併事  
 領城所を以て惣領金銀の扱出一切を止し其後いし地を以て結城所と用するん事

町歴の山名集より仕女屋序の事代君を爺と  
いふ名親方又仕女長とも書かぬ由是去十一年の  
比横正一の白濁甚内幸一悪漢に仕女とく甚き海つし出  
入中を以て海つし有長い物りありと曰ふれり此裁判  
に海つしなむと云ふ事一海つしと云ふ事改  
名は長右衛門と云ふ事おれと云ふ事天正十八  
年高倉の海つしと云ふ事十五歳と云ふ事地一仕女屋  
町一海つしと云ふ事一海つしと云ふ事  
一海つしの町と云ふ事一海つしの町と云ふ事一海つしの町と云ふ事

芳茂抄にありし浅刈抄抄地紙集に立寄り後序と付名  
いふ日一も目ある文字と云ふ事一吉と云ふ事一吉と云ふ事  
元和三年の地紙集請書に云ふ事一四年一月月  
中旬に知れ一に云ふ事一高と云ふ事

江戸町

右江戸町の名付の事  
御統の後初に開基仕仕城河江戸盤島より随ひ  
い所も余を云ふ事一福と云ふ事一福と云ふ事江戸町と云ふ事  
い家所抄に云ふ事一福と云ふ事一福と云ふ事一福と云ふ事

西の邊の處所にて是れ

白武丁目

右武丁目と鐘ヶ谷の河原との間に其の共引渡りたる

京所と下目

右京所と鐘ヶ谷の河原との間に其の共引渡りたる  
此の共引渡りたる者共と云ふ京所と名付たる

白武丁目

右の御邊地は御高の付吉原所開基の由を以て  
上方より此の御換りたるの多くは其の五年

おそく所作の御換りたるもの多しと云ふ

一 明暦二年十月九日 石巻に並御換りたる吉原

所の年表共御換りたる唯今迄は場取御換りたる御換り

たるは 御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる御換りたる

重て此紙中より其石谷の監撰神尾海舟の撰に  
以後の吉原所の如き言へ引續かざる代として不  
慮ありしこと既に終るべき所なりと云ふ

一 此のとき武丁四方の福市代比しく其引續或下三丁  
場前下並の事

一 只今と云ふ高買は其の自今以後と云ふ高買  
却免と爲る事

一 引續かざる御金五万五千文と云ふ  
但し右の事も小金箱四文あり

一 所申す武百の金の凡そ此の流しに引續かざる事

一 此の右の凡そ流しに引續かざる事  
此の如く之を引續かざる高買は其の事と云ふ  
引續かざる事

一 此の右の凡そ流しに引續かざる事  
御免と爲る事

一 四年三月廿七日浅草山藏並吉原所の事  
此の事一紙の金に載仕る

一 吉原所の事一紙の金に載仕る



多音京町へ参りて客は道より衣紋をかい鑑人の出入  
衣紋塔を名付たる家神繩張の節六門より土の道  
へ通す所は共備系と稱する所より及次三曲の山  
作りの山

一 新吉原江戸町を千目武丁目京町を千目武丁目角所  
揚屋所と考すは元吉原より召さるる所の名を以て  
以てす

揚屋所

右揚屋所は元吉原より此所は名を考すは千

の内より新の揚屋とも此の吉原へ移りては揚  
不慮くありは揚屋とも一集りては揚屋所を千  
目武丁の山傍にありて千目武丁の山を以て揚屋所  
勤りの山

境所

右境所は元吉原へ引移りては寛文八年三月  
江戸武丁目名所とも此の山に面する所の  
由次切り新道より此の境所とも名付たる山は  
夢女は陰儀の山に説言はるは其の縁起の分



吉原へ渡言は多む此所江中より舟に即ち此  
所之と遊る毎なる所江中上原屋に女持も也  
七指余へ前より吉原へ迄一は依り右へ新  
道を作り右との昔より此所を渡りぬ

伏見所

右伏見所の儀も境河と不立の島同射し新  
道へ此へ伏見所と名付し其江中江所或丁目の  
年長も多し其生國内之儀のしものも有し其  
右へ此へ古柳の名残存す

一 元吉原大門の所。堀の極高制禁の所高札あり  
新吉原之引越しては大門の所高札の立てあり其後元  
禄七、八年十一月川の極清く控能勢の事も控り  
幸しく即ち高札の控あり

清江文書の巻

此所より制禁の所へ江戸所の堀よりあり女  
持の所より早く高札の所へ此の所へ一は昔也

西十一日

一 河原の所より馬場町醫院の外一切無用とす

附録長刀門内へうつりたる御書止者也

山脇使

大保産屋通の取  
中村長右衛門の取

正徳元年七月十日卯言札の建巻

不承言の巻

一 前より別表の如く江戸町御領よりあるまじき御取  
の取限の事一たび若達犯の事何れは日本  
の名主五人組とありおしりしものや  
一 醫師の者の外何れのものもなく承取らるる御書止る

一 録長刀門内御書止りし御書止者也

山脇使

永井長右衛門の取  
青柳茂右衛門の取

一 深田御書止りし御書止者也  
十の日に右境の上出所とあり申下りの御書止りし御書  
止り建巻なり

山脇使

中岡の御書止りし御書  
右田の御書止りし御書  
今井九郎右衛門の御書止りし御書

出石島吉野の辰  
上柳千三海辰

西倭の杭の文言の免

從是南の方出所所附

從是北の方出所所附

如伊倭の杭の杭の官所附  
享保三戊年六月七日所建

口口口

長崎島吉野の辰

吉野島吉野の辰

從是南方馬踏をくれ共

吉野所附

從是北出子馬踏をくれ共

今戸所附

從是南方

あつれは戸所附  
馬踏針吉野所附

從是北方馬踏をくれ共

今戸所附

日本記の倭の杭より聖天所木戸際まで長サ室百  
三万の指五尺武人より少の方三の指所と長サ四百尺  
余の合指三所余の新吉野所大門の分水道尾より  
京百三指五尺横幅百八指五尺幅教武万七万七千

七坪

元和三年秋博所物本に記し慶二年とい

指余年一

明曆三年日中地引致多保十巳年と六指

九年一

年数合百九年一

右吉定宗基の次子志右衛門方にお成し日記を焼失  
清和月日不多明文中書私親を心愛と云書  
江に金或と帝と語供の。病大概古と申す望

新吉定所記之 又左衛門

庄曰甚在満

三笠古濫編を抄記作し下棟家等の事

江戸の記し曰く江戸の事として記す中  
三笠古抄に記しの人方あり新に往古三笠古  
抄を以てその事あり一書保原の事とい  
新編の事あり是と云ふは火災をまはは長おに  
是れといふ三笠の生えお事あり此方より  
左根と尾書あり一抄作ししは左  
何の事か死火と云ふは消す事あり

舟へ移る程もいす〜きあまを扱別物も多かり  
いづれを治ると〜と扱ふと

抑免と申すは、いづれかの可き大岡政宗の中山出立を  
一お系と申すは、海軍の〜いづれか、  
是よりいづれを治るといふは、いづれか、  
火槍りや、又火を飛ちり〜結成るは、  
是は、出立の作りにあはせ、  
小機を申すは、島一件の治る止り、  
〜  
抑免と申すは、  
〜

ハ〜海軍の〜いづれか、  
用ゐる、  
海軍より〜  
〜  
二百小野和泉と、  
〜  
〜  
〜  
〜

泉々原古の事々之誠なる故に海軍に於ては此所を  
元々此由緒の碑石ありしと云ふ事ありしは  
此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては  
此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては

堤河堤様高き事多し故に此地に古くは此由

結へり

一 台所堤様所代寛永元年甲子年二月龍巻堤に於て

中より伝へられし事ありし故に此地に古くは此由

一 古敵堤様所代寛永元年甲子年甲子年甲子年

御船の爲に此地に古くは此地に古くは此地に古くは

中より伝へられし事ありし故に此地に古くは此地に古くは

此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては

此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては

此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては

此所を元々の所を此誠なる故に海軍に於ては

此所を元々の所

一 明暦三年正月十日類傳に於ては此所を元々の所

日惠様と云ふ 百石付言連新なる石鼓並持多  
の粗と付知む所應必持以石と申す名も下無以心忍  
九の内一三言柏葉原とて遷改福と金銀とて流石持  
其の出来た敷付九月の内地一長り一三十四年の石  
石又職と云ふ年治元年死去付い

武代目

件

以石勤三郎

持成文より武松の父と指せ年の石石又役と勤三郎  
ゆきや所えに市村所と云ふ以石勤三郎所と云  
しきゆ(別)為乃九の致ある等ゆきや刑と云ふ

芝居石と云ふは續は連りい

三代目

件

高三郎

右六丁年の由る又役と勤三郎

四代目

高三郎

右七延宝六年より享元年と七丁年の石石又役と勤  
三郎は多し中村付九郎と云ふ

五代目

高三郎

貞享元年より元禄十四年と十八年の石石又元

石石と云ふ





元々右の芝居は後には印上方より踊り出し三味  
線より藝者ども正なりと云ふはく、敢て芝居振一お助  
や、且右河原右衛門とも、後者上方より、練舞の  
湯帽子、或は舞の女形と申すも、此芝居ありし、  
ト云ふ右市村羽右衛門、将作と云、十段の時、曾思可  
て、西川全信と申す、後者も、元々、く、舞芝居お助  
や、且、寛文四年、始、く、或、後、三、為、後、と、申、舞、  
と、申、く、は、申、申、申、之、居、と、申、く、の、と、申、  
此、芝、居、と、申、く、踊、の、と、申、く、は、申、く、依、  
此、方、地、大、芝、居、と

世よりくよひ申す、い由

一 大敵地様 藩者院様、代毎、切、城、一、方

百、為、鳥、目、百、貫、文、う、お、領、は、又、ハ、切、何、様、乃、載、仕、  
節、も、申、さ、い、を、不、く、申、為、様、方、も、度、く、申、さ、い、  
右、芝、三、段、より、羽、左、衛、門、将、作、と、申、代、と、右、く、申、  
い、し、し、申、所、の、事、も、記、録、と、申、さ、い、

一 新嘉坡、芝居、根、元、村、山、又、三、市、 切、見、改、防、初、と、云

之、い、より、以、東、八、代、曆、數、九、指、武、年、に、在、候、右、市、村、羽、左、  
衛、門、と、申、い、代、り、此、と、云、名、代、改、改、只、く、申、く、お、後、持

右之文三郎 如笠居我元祖了  
了

- 元祖 村山又三郎
- 二代目 村田九郎左衛門
- 三代目 市村羽左衛門
- 四代目 市村作之五
- 五代目 市村作之五
- 六代目 市村長右郎
- 七代目 市村左衛門

八代目 市村作之五

右通了少生以上

享保十丁巳年六月

相之屋元 竹之五

私笠居在立十丁巳年教之  
 万治三子年より為尋  
 と六指六年ニ世成い  
 右即左海と中右の市柳所五丁目  
 少く笠居在立十丁巳  
 私先祖坂東又九郎将二男又七  
 と右左海養子仕森田高孫と  
 改姓之令一侍  
 其即より右即左海儀又九郎  
 一産元古儀、是後  
 又七兄又九郎将又昔  
 右即より別島孫の別只

の又九郎とて山越いして後又いそす藤福寺といふ七郎馬帽  
 子といふ仕舞ふ指南は初編成りありしもの別と今  
 高杉といふ所の是と五代に世傳いそすと海方(又七代  
 卷あり)といふ(別産元)といふ先祖藤田又九郎といふ讓  
 りといふ(代)といふ坂東又九郎といふ元お勤事といふ以上

享保十三年一序

松平元

古田新伝

一 山内河原といふ田長方といふといふ新伝は長方といふか  
 の後者といふ島新傳といふといふの右と世に女江馬  
 といふといふ(小空)といふ色目といふいふ成重といふいふいふ

流す事あるといふ江馬と信ありといふの傳といふ  
 大和といふ江馬の所といふ記ありといふ(元)といふ  
 流すといふといふといふ(元)といふ長方といふ新傳といふ  
 其事といふといふ(元)といふ(元)といふ長方といふ  
 世といふといふ(元)といふ(元)といふ長方といふ  
 摺成揚なりといふ(元)といふ(元)といふ右の事  
 飛といふといふ(元)といふ(元)といふ(元)といふ

〜〜〜(元)といふ(元)といふ(元)といふ(元)といふ

三笠右末曆の身何〜〜月ありあつた時大倉屋に渡り  
海へ下りて〜〜今昔いふ〜〜海内といふ程に師あり〜  
〜〜身あり各所〜〜と身あり〜〜島と荒  
島一帯、紀伊、徳〜〜上と〜〜別左と通書は海を  
あはれ

噴

橋河三丁目深海石  
いふ〜海内

右海内第六拾年之本神曰明神於社地久之三郎と申  
旗下海内と三笠右は〜後境河引成海内と名改り

三笠右は海内交〜後上あり〜旗下海内と申  
〜境河と三笠右は〜前〜海内と申〜  
海内と〜岩あり〜境河と〜銘と三笠右は昔年祀已  
前とあり〜三笠右はその後にお止むる只今〜三笠右  
取立歌雜成海内と申〜海内と申〜

十一月

中山出雲守  
大田政家

右のい〜〜認め扱あり〜下と申〜老申〜方もその實鑿  
の行届多〜と名感心何〜〜と

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged, yellowish paper. The script is dense and appears to be a form of shorthand or a specific dialect. The text is arranged in several lines, with some characters appearing to be repeated or used as markers. The overall appearance is that of a personal or official record from a past era.

